

土砂災害を対象とした警戒避難に関する勉強会 (避難確保計画作成のため)を開催しました！

令和4年12月16日（金）に、長野県栄村と共同で、村内の土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者向けの勉強会を栄村役場にて開催しました。

昨今の土砂災害発生時の被害状況を踏まえて、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るために、「**土砂災害防止法**」が平成29年6月19日に改正されました。これにより、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、**避難確保計画**の作成・**避難訓練**の実施が義務となりました。また、土砂災害防止法のさらなる改正（令和3年5月）により、施設の管理者等は市町村長への避難訓練の実施結果の報告が義務付けられました。このような背景のなか、今回、避難確保計画作成に向けた勉強会を開催しました。

勉強会では、土砂災害及び避難確保計画について紹介した上で、避難確保計画の作成例を紹介しました。その後、各施設の管理者に、土砂災害の発生を想定した場合に不安に思うことや実際の避難についてご意見をいただき、話し合いを行いました。

湯沢砂防事務所では、今後の避難確保計画作成に向けて栄村や施設に助言を行うなど、必要な支援を継続していきます。



勉強会状況



話し合い状況



※ 上図は、急傾斜地の崩壊に関する土砂災害警戒区域等の指定イメージです。

施設管理者の意見

○施設の土砂災害のリスクについて

・土砂災害警戒区域に指定されていることは知っていたが、土砂災害被害のイメージはなかった。今日の話で、大雨の際は土砂が水と一体となって流れ出ると聞き、納得できた。避難確保計画について考えたい。

○実際の避難について

・施設のみで考えるのではなく、近隣の住民との連携も重要だと思う。